

第26期東京都自然環境保全審議会
第3回温泉部会
速記録

令和6年6月26日（水）午後2時00分～
都庁第二本庁舎31階特別会議室22

○神山計画課長 それでは、定刻になりましたので、第26期東京都自然環境保全審議会第3回温泉部会を開始いたします。

本日は、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は5件の案件について審議いただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

温泉部会に所属する委員全7名の方に御出席をいただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、早速ですけれども、ここからの議事進行については部会長にお願いいたします。

益子部会長、審議の開会をお願いします。

○益子部会長 承知いたしました。

それでは、第26期東京都自然環境保全審議会第3回温泉部会を開催いたします。

初めに、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都自然環境保全審議会運営要領第6の規定に基づきまして、傍聴を認めたいと思います。

事務局は傍聴人のウェブ参加を許可してください。

(傍聴人入室)

○益子部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事の流れについて御説明を申し上げます。

本日の審議案件ですが、お配りしておりますとおり「諮問第487号 八丈島八丈町中之郷(NOE-3A)の温泉掘削について」、以下、地名は略させていただきます。諮問第488号同じくNOE-3Bの温泉掘削について、諮問第489号同じくNOE-3Cの温泉掘削について、諮問第490号同じくNOE-6の温泉掘削について、諮問第491号同じくNOE-6Aの温泉掘削についての5件でございます。全て一帯の地熱開発に関する審議であるため、まとめて審議をいたします。

審議の方法については、まず事業の概要について事務局から簡単に御説明していただきます。続きまして、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との質疑応答を行うという形にしていきたいと思います。そして、事業者の方に退室していただいた後に、許可基準の適合状況について事務局から説明していただきます。事務局との質疑応答を行った上で、最後に本審議会への御報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の大久保でございます。どうぞよろしくお願ひ

いたします。

資料確認の前に、資料の構成について御説明をいたします。

本日は一帯の地熱開発に関する審議であることから、資料の構成について、これまでと変更しまして、まとめられる部分をまとめてございます。具体的には、本日の案件は全て同じ敷地内の2か所での掘削を計画しております、諮問第487号から第489号までが1か所目のもので、諮問第490号と第491号が2か所目のものとなっております。このことから、概要版及び許可基準の適合状況を2つに、事業者用資料及び事業者用補足資料を1つに統合してございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1は「第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿」でございます。

資料2-1が、諮問第487号から第489号までの概要版。

資料2-2が、諮問第490号、第491号の概要版。

資料3は、5件の案件共通の事業者説明資料。

資料4-1が、諮問第487号から第489号までの許可基準の適合状況。

資料4-2が、諮問第490号、第491号の許可基準の適合状況。

また、事業者説明資料には、委員限りとしまして補足資料がございます。

その他、参考資料1から4を配付してございます。

資料はお手元にそろっていらっしゃいますでしょうか。ない場合にはお知らせをいただければと思います。

よろしいでしょうか。

資料の確認は以上でございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから審議を行います。

事務局より、申請の概要について説明していただきます。よろしくお願ひします。

○大久保水環境課長 まず、資料等の取扱いにつきまして、事務局より御提案がございます。

資料3の事業者説明資料の後半にございます補足資料は、掘削計画や利用計画をはじめとします事業者の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。したがいまして、補足資料につきましては一式非公開としまして、部会後は処分していただきますよう、お願いをいたします。また、当該非公開資料に係る議事録につきまして

も非公開といたします。

○益子部会長　ただいま事務局から資料の取扱いについて提案がございましたけれども、いかがでしょうか。

御異議はないようでございますので、資料の取扱いと非公開資料に係る議事録の取扱いについては事務局提案どおりにするということで、よろしくお願ひいたします。

○大久保水環境課長　ありがとうございます。

それでは、まず最初に今回の審議案件の経緯について御説明をさせていただきます。

「諮問第490号八丈島八丈町中之郷（NOE-6）の温泉掘削について」につきましては、同様の案件名掘削地点において、令和4年2月22日付で温泉掘削許可がなされておりましたが、許可日から2年間が経過しまして、既に失効していることから、再度の申請となつたものでございます。

また、それ以外の4件の案件につきましても、同様の案件名掘削地点において、令和5年1月12日付で温泉掘削許可がなされております。こちらの4件につきましては、まだ許可期限内ではございましたが、事業者から温泉掘削工事廃止届が提出され、東京都において令和6年4月18日に受理しまして、温泉掘削許可が執行されております。そして、このたび再度申請がなされたものということでございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、まず概要について私から御説明をさせていただき、その後で申請者から事業の説明をしていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。

諮問第487号から第489号までの八丈島八丈町中之郷（NOE-3A、NOE-3B及びNOE-3C）の温泉掘削についてです。

本掘削は、NOE-3を途中の深度まで埋め戻した後に、それぞれ別の方向及び角度へ傾斜掘削するという申請です。

申請者、目的、申請地、地目、ゆう出路の口径、深度、施工方法、利用計画、周辺の状況、他法令、可燃性天然ガス対策は、これから御説明するとおり、3案件とも同様でございます。

まず、申請者ですが、ORジオ八丈島株式会社。

目的は、地熱発電用に産業利用すること。

申請地は、八丈島八丈町中之郷地内。

地目は、雑種地でございます。

掘削工事の内容は、ゆう出路の口径が220.5ミリメートルから215.9ミリメートル、ゆう出

路の深さは1,120メートルです。

また、傾斜掘削でございまして、掘削する長さは1,200メートルとなります。

施工方法は、ロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設におけるシングルフラッシュ発電に用いる予定です。

水蒸気が噴出されると想定されておりまして、産出量は1時間当たり32.6トンを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。

周辺概況といたしましては、平成31年度に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。令和4年に掘削完了しましたNOE-3の噴気試験を実施しましたところ、水蒸気噴出量が十分でなかったことから、途中の深度まで埋め戻しまして、方向及び角度を変えて傾斜掘削するという申請でございます。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料2-1の2ページの図2を御覧ください。本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の円、半径1.5キロメートルの範囲を青の円で示しております。既存源泉が同敷地内にございますが、こちらは令和4年に掘削完了しましたNOE-3と4の井戸となります。

図3を御覧ください。赤の星が既存のNOE-3として、本申請の掘削地点でもございます。赤の四角が既存のNOE-4、黄色の星が今回同時に申請をされておりますNOE-6、6Aになります。

水道水源井戸などの特別に配慮を要する井戸はございません。半径1メートル以内の範囲内に湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令としまして、自然公園法がございます。申請地は富士箱根伊豆国立公園内でございますが、普通地域に該当いたします。一定規模以上の土石の採取等には届出が必要となりますが、届出の必要がないことを事前に確認しております。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、噴出のおそれのある地域に該当しないため、敷地境界から3メートルを確保し、立入りを制限するなど、温泉法に基づく対策を講じることとしております。

諮問第487号から第489号までの概要についての説明は以上でございます。

次に、資料2-2を御覧ください。諮問第490号及び第491号の八丈島八丈町中之郷（NOE-6及びNOE-6A）の温泉掘削についてでございます。

本掘削は、諮問第487号から第489号と同じ敷地内における掘削の申請として、申請者、目

的、申請地、地目、利用計画は先ほどと同様でございます。

掘削工事の内容は、ゆう出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、ゆう出路の深さは1,270メートルです。

また、傾斜掘削として、掘削する長さは1,300メートルとなります。

施工方法は、ロータリー式掘削です。

申請地周辺の状況でございますが、先ほど御説明をした諮問第487号のNOE-3Aなどから約10メートル離れた地点での掘削申請となります。

NOE-6Aについては、NOE-6に対し途中の深度から方向及び角度を変えて傾斜掘削する申請でございます。

資料2-2の2ページの図3を御覧ください。先ほどの御説明のとおり、本申請地点を星で示しております。既存源泉が同じ敷地内にありますが、こちらは令和4年に掘削を完了しましたNOE-3と4の井戸となります。

1枚目に戻っていただきて、水道水源井戸等の特別に配慮を要する井戸はございません。

半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令、掘削時の可燃性天然ガス対策についても先ほどと同様でございます。

以上が申請の概要となります。

引き続きまして、事業者から、諮問第487号から諮問第491号までの施工計画、利用計画について御説明がございます。資料につきましては、資料3を御覧ください。よろしくお願ひいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の説明を受けますけれども、これまでのところで何か特に聞いておきたいことはございますか。

なければ、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 御足労いただきましてありがとうございます。

時間が短いのですが、10分ほどで御説明をお願いしたいと思います。御発言なさる方、お名前だけおっしゃっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○事業者 オリックス株式会社でございます。

本日は4名で出席させていただいております。

それでは、説明に入らせていただきます。

本日は、事業者説明資料の補足資料にて説明いたします。

事業経緯につきましては、旧八丈島地熱発電所の老朽化に伴い、八丈町が実施をした事業者公募で私どもを選定いただきまして、八丈町と八丈島地熱発電利用事業に関する協定書を締結して、地熱発電所の建設に向けて調査を進めております。

本件は、過去に許可をいただきました5坑井の再申請となります。申請書類中、追加・修正のあった箇所につきましてはこちらにお示ししているとおりです。ゆう出路の口径、深さ、施工方法、主な設備等に変更はございません。

ここから本件再申請に係る経緯について御説明いたします。

2020年度にNOE-3、NOE-4の許可をいただきまして、2021年度に掘削調査を実施しております。2021年度の掘削結果を踏まえ、2022年度にNOE-3を生産井、NOE-4を還元井として噴気試験を実施しております。

前回いただきました許可につきまして、掘削会社が確保できず、掘削には至っておりません。なぜ掘削会社の確保が難しいのかといいますと、まず、国内で地熱井を掘削できる掘削会社が限られるということが挙げられます。さらに、昨今では地熱井掘削に加えCCS（二酸化炭素地下貯留）の掘削需要も高まっており、需給が逼迫しています。加えて人手不足、働き方改革の影響等により、掘削会社が1年間に手がけることができる工事数に限りが出ているということもありました。

掘削会社との協議を続けました結果、このほど2024年度に掘削に入ることができる可能性のある候補が見つかりまして、現在協議をしております。

続きまして、2021年度から22年度にかけて実施したNOE-3の掘削及び噴気試験の結果について、報告いたします。

本件申請に係る掘削計画はこちらに記載しているとおりです。

掘削時の安全対策につきましては、申請書類に記載しておりますとおりです。

続きまして生産能力見込みを御説明します。

本件申請に係る掘削調査により生産能力の確保を目指しております。

本事業では、可能な限り大きな地熱発電所として、発電単出力4.4メガワットでの建設を目指しています。

本件再申請に当たり住民等に説明した結果は資料に記載しているとおりです。

説明はこちらで以上になります。ありがとうございます。

○益子部会長 ありがとうございました。

それでは、質疑に移らせていただきます。委員の皆様から御意見、御質問等ございました
どうぞ御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○益子部会長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○安川委員 今の短い御説明の中には入っていなかったのですが、資料の計画工程を見ます
と、NOE-3シリーズから掘削した場合とNOE-6シリーズから掘削した場合というのがあるので
すけれども、どちらから掘削するか決まっていないのはなぜかというのと、今後どうやって
決めていく予定なのかということを教えていただきたいと思います。

○事業者 申請の時点ではまだどちらか検討中で、両方のパターンをお示しさせていただきましたが、その後、申請手続と並行して検討を進めてまいりまして、現状はNOE-3Aから掘る
ということで考えております。

○安川委員 ありがとうございます。

○益子部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○安川委員 今回の申請でこの期間内に掘っていただけるのか確認したいと思います。

○事業者 今現在も掘削に入る可能性がある業者が見つかっております、今、最終の調整をして
いるところでございますので、許可期限内ということはもちろんございますが、
なるべく早く掘削に向けて進めていきたいと考えております。

○益子部会長 ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○板寺委員 御説明ありがとうございました。

NOE-3のほうから掘削するというお話で、どちらでも確かにそれはいいのですけれども、こ
の工程表どおりに進むかどうかということと、掘削工事の途中で目的深度に達する前にも、
今やっている方向に見込みがあるかどうかという手がかりを示すようないろいろなデータが
取れるのではないかと思いますので、手がけられる掘削事業者は恐らくその辺は知見も経験
もお持ちの業者さんになると思いますので、よくその途中経過を分析していただいて、見込
みが駄目そうだなということが途中で分かれば次に移るということを考えるなど、柔軟に進
めていただくと、全体の工期が圧縮できることにつながると思います。

もちろん学術研究しているわけではないので、緻密なデータを取って分析をするとい
うことはマストではないかもしれませんけれども、きちんとデータを取って分析しておくことは、

この事業の継続性にも関わってくると思いますので、ぜひそこをしっかりとやっていただければありがたいなと思いながらお聞きしていました。

○益子部会長 ありがとうございます。御意見ということでございます。

実を言うと今の関連で、私は逆のことを少し心配しておりますが、要は噴気試験等での確認の日数があまりにも少ないという形にならないのかなというのを気にしているのです。全体をカバーしようとするあまり、急ぎ過ぎるというところが出てこないかなという気もしますので、皆さん恐らく全部を掘ろうという意欲ではなくて、うまくいけば2本で終えられればいいし、そのほうが良いというお考えだと思いますけれども、ぜひその辺のところは御留意いただければありがたいなと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。質問でも意見でも結構でございます。

あと、話が少し替わるのですけれども、モニタリングのデータを今日見させていただいて思ったのですけれども、いろいろな温泉が幾つかありますが、温度の変化が結構大きいなと思いました。普通温泉の井戸だとあまりゆう出温度は変化がないのですけれども、これは測っている場所がゆう出口よりも少し離れているなど、そういうことが関係していますか。

○事業者 お答えいたします。

まず、温泉モニタリングにつきましては、実施内容について一覧表にさせていただいております。温度につきましては、連続観測と、月に1回現地調査の際に手測りを行うという2つを行っています。

基本的には連続観測のほうを温度データの正として扱ってはいるのですけれども、恐らく今御指摘いただいた温度の変動というのは、手測りの月に1回行っているほうのデータかなと思います。

○益子部会長 了解しました。

ちょっと気になったのは、電気伝導度が下がり傾向が見受けられる地点があることです。につきましては御留意していただいたほうがいいかなと思います。こういう性質のある温泉だということの理解の下、今後の掘削作業を進めていただく必要があるかなということでございます。

○事業者 御指摘ありがとうございます。この結果につきましては所有者の方にも報告をさせていただきます。掘削工事であったり噴気試験であったり、引き続きモニタリングを継続していくことにしております。

○益子部会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○板寺委員 先ほどの話と関連するのですけれども、今回、事前のいろいろな分析で熱水系の構造であるとか、それからモニタリングの対象としている温泉水と開発対象とする熱水の関係性等も分析されていますけれども、もし生産井が見込んだりおり能力を発揮するとなると、多分1時間に三十数トンの蒸気を取ることになると思います。温泉で考えると1分間に500や600リットルの蒸気を取ることになるので、八丈島の水の系からしてみれば新たなインパクトを与えることになると思いますので、その蒸気がどこから来るのかということをきちんと分析していただきたい。

先ほど御説明いただいた熱水系のモデルを裏づける、補強するという意味でも大事なことですし、周りの温泉への影響があるなしも含めて、分析するときも重要なことになると思いますので、ぜひそこもきちんとやっていただきたいなと思います。これもコメントです。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただ、こういう地熱発電の関係は終わってしまうと今後の審議の案件にならないところがございまして、そういう報告を受ける機会があまりないのですけれども、都との間の中で報告をしていただきて、堅実な報告をしていただくような場ができればいいなと思いますので、御報告をお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○安川委員 硫化水素対策のところで腐食防止装置のことを書いてあったので思い出したのですが、かつて八丈島で掘削をした人から、硫化水素の関係もあり結構腐食に近いような状態が起きやすくて、非常に苦労したということを聞いておりますので、そういう意味で安全には非常に注意をして行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。これも意見ということでお聞きいただければと思います。

ほかに何か御回答いただけるような内容はございますでしょうか。

ないようでしたら、これで質疑は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、皆さん、御退室のほどお願いいたします。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは、続きまして、許可基準の適合状況について事務局から説明してい

ただきます。よろしくお願ひいたします。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を御説明させていただきます。

まず、諮問第487号から第489号までの許可基準への適合状況でございます。資料4－1を御覧ください。

温泉法第4条に、温泉掘削許可の基準としまして、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること等が規定されております。

東京都では、前の2項目について、1ページ目にある本表の①、②、③について適合状況を審査しております。

また、可燃性天然ガスによる災害防止に関しましては、資料4－1の2ページにございますとおり、温泉法施行規則に規定された内容について適合状況を審査しております。

まず、1ページ目の①既存源泉との距離制限、②1日の揚湯量につきましては、島嶼地域は指定地域外となっております。

次に③についてです。配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。また、配慮を要する湧水につきましても、掘削開始地点から周辺1キロメートル以内にはございません。

なお、当申請につきまして、八丈町からは、地下水保全等に関する意見等は特にございませんでした。

2ページ目に移ります。

可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していることについてですが、ア～オの敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足いたしております。

加えまして、力の災害防止規定の内容につきましては、八丈町消防本部の確認を得ております。

諮問第487号から第489号までの許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。

続きまして、資料4－2を御覧ください。諮問第490号、第491号についてです。

いずれも資料4－1の第487号から第489号までと同様に全て許可基準に適合しておりますので、資料の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○益子部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

1つ私、思ったのですけれども、②の温泉動力の装置の許可に係る審査基準ですが、揚湯量、要するにポンプアップするときの基準ですよね。自噴の場合も適用するのですか。

一自噴でこれほどの量が出ることはまずないとは思うのですけれども、今ふと思ったのはそこです。自噴の場合どうなのだろうと。なぜかというと地熱の場合、全部自噴なので、ここにかかるてこないというところがございましたので、そこが気になりました。

○安川委員 指定地域外ではなく、これには該当しないというような書き方のほうが正しいような気がします。揚湯するわけではないので。

○大久保水環境課長 御指摘ありがとうございます。承知いたしました。

○益子部会長 分かりました。

ほかにございますか。

○板寺委員 今の内容に関連して、自噴の場合は動力装置の許可は要らないのですよね。噴出量を増やす目的で存置する場合にはしなければいけないということだから、そもそも自噴は入っていないのではないか。

○大久保水環境課長 そうですね。動力装置の設置許可申請自体が出てきません。

○益子部会長 指定地域、要するに動力のこれは都区内のところだけなので、指定地域外とはしています。だから、指定地域外で該当せずということになるのかなという感じはします。

○大久保水環境課長 承知いたしました。

○益子部会長 いかがでしょうか。

正直なところを申し上げると、前回と同じ内容での申請ということになってくるので、ある意味、前回の申請がちゃんとした内容で申請できていたのかというようなところにも関わってくるかなということです。しかも、1期に1つの部会案件で1つの事業体が6件と。前回もあったのですけれども、多分ほかの府県ではほとんど例がないぐらいの事例が出てきているということなので、特に1回の審議の件数に制限を設けているわけではないから、そういう意味では致し方ないし、逆に許可の有効期間があるということで、こういうたくさんの掘削案件が出てくるということは本来はないのですけれども、非常にまれなケースが2回続いたということで、ある意味びっくりしているところではありますけれども、いかがでしょうか。そういったところも含めて、ほかに特にございませんか。

前回も許可相当という内容をつけておりますけれども、ほかに例えばこんな条件をつけた

いとかいうことがあれば御発言いただければと思います。

どうぞ。

○布山委員 条件とかそういうのではないのですけれども、安川委員がおっしゃったように、同じ案件を2回目ということになって、今日の説明を聞いている限り、完全に掘削業者を確保できている状態ではないというような状況なので、このままいくともしかしてまた2年後に同じようなことが起こる可能性もありますので、都のほうから連絡を密にして、進捗状況を頻繁に確認していただきたいと思います。

○大久保水環境課長 御指摘ありがとうございます。私どもとしても、着実に事業ができるよう随時連絡を取っていきたいと思っております。また状況は部会という場ではないかも知れませんが、皆様にもお知らせできればと思います。

○益子部会長 ありがとうございます。

特にないようでしたら、採決といいましょうか、本審議会のほうに答申する内容を決めていきたいと思いますけれども、取りあえず1件ずつ決めさせていただきます。

まず、諮問第487号、地名は申し上げません。NOE-3Aの温泉掘削については、異論がなければ許可相当ということで答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

御異議ないということで、そのようにさせていただきます。

引き続きまして、諮問第488号、NOE-3Bの温泉掘削について、いかがでしょうか。

特に御異論ないようでしたら、これも許可相当ということで答申していきたいと思います。

続きまして、諮問第489号のNOE-3Cの温泉掘削についてですけれども、いかがでしょうか。

特にないようでございますので、これも許可相当ということで諮問したいと思います。

続きまして、第490号のNOE-6の温泉掘削についていかがでしょうか。

特に異論がないようでございますので、これにつきましても許可相当ということにしたいと思います。

最後に、諮問第491号のNOE-6Aの温泉掘削についていかがいたしましょうか。

特に異論がないようでございますので、許可相当ということで取り決めさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事につきましては全て終了いたしました。

全体を通して、事務局に対して何か御質問、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

ないようでございます。

それでは、本日審議した5件につきましては、答申案として次回、第156回本審議会に報告させていただきます。

以上をもちまして第3回温泉部会を閉会いたします。

傍聴人は退場をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○神山計画課長 本日は御審議ありがとうございました。

先ほど部会長のほうから御発言がありましたけれども、今回、許可相当としていただきました5件につきましては、夏頃に次回開催を予定しております本審議会で御審議いただけたいたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。